

皆さんの意見を募集します

意見公募（パブリックコメント）制度に基づき皆さんの意見を募集します。

『登別市福祉のまちづくり条例（案）』および『登別市地域福祉計画（案）』

■登別市福祉のまちづくり条例（案）の概要

市民誰もが住み慣れた地域で、支え合い助け合いながら、安心して暮らすことができる地域社会を目指し、『福祉のまちづくり』を推進する上で必要となる基本理念、市民、事業者および市の責務（役割）、基本的事項などを定める条例です

■登別市地域福祉計画（案）の概要

地域社会におけるさまざまな生活課題の解決にあたっては、市民や福祉サービス事業者、ボランティア、行政など、地域におけるすべての者が協力して取り組むという『地域福祉』の理解と推進が必要です

本案件は、地域福祉を推進する上で必要となる保健福祉分野における施策の方向性や、市民、事業者及び市の行動指針などを社会福祉法第107条に基づき定める計画です

●募集期間 11月15日(木)～12月14日(金)

●意見の提出先 社会福祉グループ（〒059-8701 中央町6丁目11 ☎⑤1108 Eメール：welfare@city.noboribetsu.lg.jp）

●問い合わせ 社会福祉グループ（☎⑤1911）

登別市男女共同参画基本計画（第2次）（素案）

■案件の概要

『男女共同参画社会基本法』に基づき、男女共同参画社会の形成の促進を図るため、平成25～34年度の計画を策定するものです

●募集期限 11月30日(金)

●意見の提出先 市民サービスグループ（〒059-8701 中央町6丁目11 ☎⑤7674 Eメール：simin_danjyo@city.noboribetsu.lg.jp）

●問い合わせ 市民サービスグループ（☎⑤2139）

第2次登別市子ども読書活動推進計画

■案件の概要

全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、平成18年に定めた『登別市子ども読書活動推進計画』の期間が終了したことを受け、引き続きよりきめ細やかに子どもの読書環境の充実に努めるために策定し、平成25年度から5年間に実施する取り組みを示すものです

●募集期限 11月30日(金)

●意見の提出先 市立図書館（〒059-0012 中央町5丁目21-1 ☎⑤4325 Eメール：n-tosho@nolic.jp）

●問い合わせ 市立図書館（☎⑤4324）

意見公募の結果を公表します

平成24年度事務事業評価（平成23年度実施事業）

今年度の事務事業評価は、より一層来年度の事業改善・予算に反映できるよう、例年より時期を早めて実施しています。この事務事業評価について、8月1日から31日まで、意見を募集したところ、23件の意見が寄せられました。寄せられた意見は、事務事業の改善など、今後の参考にさせていただきます。

また、意見の要旨と市の考え方は、市ホームページに掲載するほか、各閲覧場所で閲覧できます。

●事務事業評価の目的 事務事業評価は、市が行った事務事業の有効性や必要性を客観的に評価・点検し、事業の適正化・効率化を図るとともに、行政運営の透明性を確保し、市民の皆さんへの説明責任を果たすことを目的としています。

●問い合わせ 政策推進グループ（☎⑤1122）

パブリック
コメント



Q. パブリックコメント制度って？

A. パブリックコメント制度は、市の基本的な構想・計画や市民生活に大きく影響する条例の策定・改廃の案を決定前に公表し、皆さんから寄せられた意見を考慮しながら最終案を決定する制度です。

Q. 計画案や条例案はどこで読めるの？

A. 案の全文は、市役所市民コーナー、各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センター、担当グループで閲覧することができます。市ホームページにも掲載します。

Q. どんな意見を出せばいいの？

A. 『〇〇の事業は、△△のような方法で行ったほうがより大きな効果が得られる』など、修正や加筆の必要な箇所、内容などについて意見をお寄せください。

Q. 意見はどうやって提出するの？

A. 各閲覧場所備え付けの専用用紙か任意の用紙に①案件名②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、期限までに郵送またはファクス、Eメールで担当グループに提出するか、閲覧場所備え付けの意見投函箱に投函してください。

※電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。

Q. 出した意見に回答はくれるの？

A. 寄せられた意見に対する市の考え方は、閲覧場所にファイルを設置するほか、市ホームページに掲載します。

※意見を提出した方の氏名、住所、電話番号は公表しません。

※個別の回答は行いません。